

A:現時点では、相応の事業効果が発現していることが確認されたことから、特段の改善措置や、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
 B:改善措置、今後の事後評価等の必要あり(具体的内容は「対応方針(案)を判断した理由」欄に記載)
 また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載)

① 10億円以上
 ②再評価実施案件

番号	事業主体	補助 県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B/C	事業化 年度	事業完 了年度	事業年 数 (年)	全体 事業費 (億円)	の事 理後 由評 価	事業の目的	対応方針 (案)	対応方針(案)を判断した理由
道路分野														
11	神奈川県	補助 県単	都市計画道路腰越大船線 (大船立体)街路整備事業	鎌倉市 台二丁目～ 小袋谷一丁 目	道路整備 L=約0.4km W=14.5m 2車線	1.1	H18	R元	14	70.7	②	・大船駅周辺の慢性的な交通渋滞の緩和 ・道路利用者の安全性・利便性の確保	A	本事業は、当該道路及び周辺道路における混雑緩和に寄与しているとともに、新橋の架設によって道路利用者の安全性・利便性の確保など、事業効果が想定どおり発現していると判断できるため、改善措置及び事後評価を再度行う必要性は認められない。
公園分野														
12	神奈川県	補助 県単	東高根森林公園 都市公園 整備事業	川崎市宮前 区神木本町2 丁目ほか	都市公園整備 A=約12.0ha	1.2	S48	R元	47	69	②	・史跡等の歴史・自然資源を保存し、活用する場を提供すること。 ・丘陵地の樹林地等を適切に保全し、都市住民のレクリエーションの場として活用を図ること。 ・災害発生時の対応機能の向上を図り、オープンスペースとしての価値を高めること。	A	本事業は、宅地開発に伴い顕在化した遺跡やシラカシンの保存と活用を念頭に事業を行ったものであり、事業は全て完了した。事業実施により、防災拠点としてのスペースの確保や、年間利用者数が事業完了時から約10万人増加するなど、事業効果は十分に発現されており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。こうしたことから、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。